

○人事関係事務の適正実施に関する通達

昭和 34 年 11 月 4 日

海幕総人第 2 号の 280

海上幕僚監部総務部長から各部隊の長・各機関の長あて

人事関係事務の適正実施に関する通達

標記について、昇任昇給等人事上の発令が、事実上の誤謬に基いて実施される等適正を欠いた場合、部内に及ぼす悪影響が大きいことは論をまたないところである。従来昇任事務においても誤記録が相当数見受けられ、このため昇任洩れ等の重大な結果を生じたこともあり、人事関係事務については一層慎重に実施する必要が認められる。

ついては、現行令達においては、各部隊における昇任、昇給その他の人事事務の実施上の責任の所在について解釈上疑義を生ずる余地があり、そのため責任区分が明確でない点があつたが、今後、編制に関する訓令による分隊長又は所属の長の指定する分隊長に準ずる者を部下分隊員等の人事事務実施に関する直接の責任者として人事事務の適正実施を期するよう指導されたい。命により通達する。